

議案第93号

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年12月24日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

令和6年人事院勧告を踏まえ、議会議員の期末手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5」に改める。

第2条 岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岬町条例第6号）（第1条関係）

新	旧
<p>第1条～第3条（略） （期末手当） 第4条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散の日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び職員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとみなす。 (1)～(4)（略） 以下（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （期末手当） 第4条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散の日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び職員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとみなす。 (1)～(4)（略） 以下（略）</p>

○岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岬町条例第6号）（第2条関係）

新	旧
<p>第1条～第3条（略） （期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散の日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び職員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散の日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び職員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>以下（略）</p>

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要

【(A) 賞与について】

①「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正

【改正内容】期末手当の支給月数の引上げ（0.1月増）

現 行 【改正前】	議 会 議 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	2.225	0.000	2.225	－
		12月期	2.225	0.000	2.225	－
	計	4.450	0.000	4.450	－	
令和6年度 【改正後】	議 会 議 員		期末手当	勤勉手当	合計	【現行との差】
		6月期	2.225	0.000	2.225	0.000
		12月期	2.325	0.000	2.325	0.100
	計	4.550	0.000	4.550	0.100	
令和7年度 【改正後】	議 会 議 員		期末手当	勤勉手当	合計	【現行との差】
		6月期	2.275	0.000	2.275	0.050
		12月期	2.275	0.000	2.275	0.050
	計	4.550	0.000	4.550	0.100	

②「特別職（町長・副町長・教育長）の職員の給与に関する条例」の一部改正

【改正内容】期末手当の支給月数の引上げ（0.1月増）

現 行 【改正前】	特別職		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	2.225	0.000	2.225	－
		12月期	2.225	0.000	2.225	－
	計	4.450	0.000	4.450	－	
令和6年度 【改正後】	特別職		期末手当	勤勉手当	合計	【現行との差】
		6月期	2.225	0.000	2.225	0.000
		12月期	2.325	0.000	2.325	0.100
	計	4.550	0.000	4.550	0.100	
令和7年度 【改正後】	特別職		期末手当	勤勉手当	合計	【現行との差】
		6月期	2.275	0.000	2.275	0.050
		12月期	2.275	0.000	2.275	0.050
	計	4.550	0.000	4.550	0.100	

③「岬町一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正

【改正内容】 期末手当・勤勉手当の支給月数の引上げ（0.1月増）

○正職員 賞与0.1月増 [期末0.05月・勤勉0.05月]

○再任用職員及び任期付職員 賞与0.05月増 [期末0.025月・勤勉0.025月]

現 行 【改正前】	正職員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	1.225	1.025	2.250	－
		12月期	1.225	1.025	2.250	－
		計	2.450	2.050	4.500	－
	再任用 職 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.6875	0.4875	1.175	－
		12月期	0.6875	0.4875	1.175	－
		計	1.3750	0.9750	2.350	－
	任期付 職 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.7375	0.4875	1.225	－
		12月期	0.7375	0.4875	1.225	－
		計	1.4750	0.9750	2.450	－

令和6年度 【改正後】	正職員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	1.225	1.025	2.250	0.000
		12月期	1.275	1.075	2.350	0.100
		計	2.500	2.100	4.600	0.100
	再任用 職 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.6875	0.4875	1.175	0.000
		12月期	0.7125	0.5125	1.225	0.050
		計	1.400	1.000	2.400	0.050
	任期付 職 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.7375	0.4875	1.225	0.000
		12月期	0.7625	0.5125	1.275	0.050
		計	1.5000	1.0000	2.500	0.050

令和7年度 【改正後】	正職員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	1.250	1.050	2.300	0.050
		12月期	1.250	1.050	2.300	0.050
		計	2.500	2.100	4.600	0.100
	再任用 職 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.7000	0.5000	1.2000	0.025
		12月期	0.7000	0.5000	1.2000	0.025
		計	1.400	1.000	2.4000	0.050
	任期付 職 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.7500	0.5000	1.2500	0.025
		12月期	0.7500	0.5000	1.2500	0.025
		計	1.5000	1.0000	2.5000	0.050

④「岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部改正

【改正内容】 期末手当・勤勉手当の支給月数の引上げ（0.05月増）
 ○会計年度任用職員 賞与0.05月増 [期末0.025月・勤勉0.025月]に関しては、令和7年度からの適用を検討。

現 行 【改正前】	会計年度 任用職員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.7375	0.4875	1.2250	—
		12月期	0.7375	0.4875	1.2250	—
		計	1.4750	0.9750	2.4500	—
令和6年度 【改正後】	会計年度 任用職員		期末手当	勤勉手当	合計	【現行との差】
		6月期	0.7375	0.4875	1.2250	0.000
		12月期	0.7375	0.4875	1.2250	0.000
		計	1.4750	0.9750	2.4500	0.000
令和7年度 【改正後】	会計年度 任用職員		期末手当	勤勉手当	合計	【現行との差】
		6月期	0.750	0.500	1.250	0.025
		12月期	0.750	0.500	1.250	0.025
		計	1.500	1.000	2.500	0.050

【（B）月例給について】

（正職員）

民間給与との較差11,183円[△2.76%]を解消するため、月例給に関しては、全体平均改定率3.0%[1級11.2%、2級7.6%等]の改定で、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて引上げ、令和6年4月1日に遡及して給料表を改定します。

（再任用職員）

1級から6級で3,300円から4,400円の増額改定で、令和6年4月1日に遡及して給料表を改定します。

（任期付職員）

専門職として正職員の処遇に準じた扱いをしているため、「岬町一般職の職員の給与に関する条例施行規則」の改正を行い、令和6年4月1日に遡及して給料表を改定します。

（会計年度任用職員）

正職員の事務補助としての会計年度任用職員の給料に関しては、令和6年4月1日に遡及対応をせず、財政状況や他団体の対応を勘案し、令和7年4月の雇用契約に向けて、その対応を検討します。

【（C）その他人勸対応】

（諸手当）

その他諸手当（地域手当・扶養手当・通勤手当・管理職員特別勤務手当・住居手当）の改定に関しては、令和7年3月議会上程に向けて、継続して協議・検討をします。

（休 暇）

子の看護休暇や非常勤職員の休暇等の見直しに関しては、令和7年3月議会上程に向けて、継続して協議・検討をします。